

岩手県告示第 804 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 20 年 11 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 宮古岩泉線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 宮古市大字田代第 3 地割字半沢 20 番 2 地先から 94 番 1 地先まで
 - イ 宮古市大字田代第 3 地割字半沢 107 番 2 地先内
 - ウ 宮古市大字田代第 4 地割字田端 41 番 1 地先内
 - エ 宮古市大字田代第 4 地割字田端 59 番 1 地先から 57 番 2 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 11 月 25 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 11 月 25 日から同年 12 月 25 日まで
- 2 (1) 路線名 花輪千徳線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 宮古市大字長沢第 9 地割字丑泊 114 番 1 地先から第 14 地割字神白 35 番 1 地先まで
 - イ 宮古市大字長沢第 19 地割字横須賀沖 59 番 1 地先から 60 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 11 月 25 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 11 月 25 日から同年 12 月 25 日まで
- 3 (1) 路線名 桜峠平田線
 - (2) 供用開始の区間 釜石市唐丹町字桜峠 68 番地先から字本郷 145 番 2 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 11 月 25 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 釜石地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 11 月 25 日から同年 12 月 25 日まで